

議案第30号

多可町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和7年2月28日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年多可町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「法第2条第8項」を「法第2条第9項」に改め、同条第3号中「法第2条第12項」を「法第2条第13項」に改め、同条第4号中「法第2条第14項」を「法第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

多可町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 <u>法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 <u>法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) (略)